

川崎市介護予防ケアマネジメント実施要綱

令和7年1月6日

6川健地推第1362号

健康福祉局長専決

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事業の実施方法（第3条・第4条）

第3章 事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第5条～第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）の規定に基づき、介護予防ケアマネジメント（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）に係る事業の実施方法、事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、その他の介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語は、次に掲げるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号「地域支援事業の実施について」別紙）及び総合事業実施要綱の例による。

- （1） 介護予防ケアマネジメント実施者 市及び介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターの設置者をいう。
- （2） 介護予防ケアプラン 介護保険法施行規則第140条の62の5第3項各号に掲げる事項を記載した介護予防サービス計画に類する計画をいう。
- （3） 利用者 法115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。
- （4） サービス 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業として実施する事業をいう。

- (5) サービス・活動A 地域支援事業実施要綱別記総合事業2(5)イに規定する事業をいう。
- (6) サービス・活動B 地域支援事業実施要綱別記総合事業2(5)ウに規定する事業をいう。
- (7) 第1号生活支援事業 法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業をいう。
- (8) 介護給付サービス 法第18条第1号に規定する介護給付の対象となるサービスをいう。
- (9) 継続利用要介護者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者であって要介護認定を受ける日以前から継続的にサービス・活動事業(地域支援事業実施要綱(5)アに掲げる従前相当サービス及び(5)エに掲げるサービス・活動Cを除く。)を利用する者をいう。

第2章 事業の実施方法

(事業の実施方法)

第3条 この事業は、市及び市内に所在する地域包括支援センターにおいて実施する。

2 介護予防ケアマネジメント実施者(市を除く。)は、自らが設置する地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメントを実施する。

(指定居宅介護支援事業者に対する一部委託)

第4条 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの一部を、指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの一部を委託する上で必要な情報を、当該委託を受けた指定居宅介護支援事業者に提供しなければならない。

第3章 事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防ケアマネジメントの類型と介護予防ケアプランの作成)

第5条 介護予防ケアマネジメントは、次に掲げるいずれかの類型により実施する。

- (1) ケアマネジメントA 従前相当サービスや指定事業者が行うサービス・活動Aを利用する場合に、指定介護予防支援と同様のプロセスを経て行う介護予防ケアマネジメント
- (2) ケアマネジメントB 指定事業者以外の者が行うサービス・活動A又はサービス・活動Bを利用する場合に、プロセスの一部を省略して行う介護予防ケアマネジメント
- (3) ケアマネジメントC 第1号生活支援事業その他市長が特に必要と認めたサービス等(以下「第1号生活支援事業等」という。)の開始時に行う介護予防ケアマネジメント

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、市が定める方針に沿って、利用者の心身の状況、その置かれている環境、提供を希望するサービス又は参加を希望する活動等に応じて、ケアマネジメントA、ケアマネジメントB又はケアマネジメントCのいずれかを選択して実施する。

3 第1項(2)の規定により、ケアマネジメントAとして介護予防ケアマネジメントを提供する

場合は、介護予防ケアプランを作成しなければならない。

(基本方針)

第6条 介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防や社会参加の推進を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービス並びに一般介護予防事業、市町村の独自事業、民間企業等の多様な主体により提供される総合事業に該当しない生活支援サービスが包括的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 介護予防ケアマネジメント実施者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービス及び地域の予防活動等を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 介護予防ケアマネジメント実施者は、指定介護予防支援事業者が行う指定介護予防支援等と緊密に連携しつつ、介護予防ケアマネジメントを実施しなければならない。

(ケアマネジメントAの提供に関する基準等)

第7条 介護予防ケアマネジメント実施者は、ケアマネジメントAの提供に際しては、川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「基準条例」という。）に定める指定介護予防支援と同様の基準によるものとする。

2 ケアマネジメントB及びケアマネジメントCの提供に際して、本要綱に定めるものの他、次の各号に定めるものについては、基準条例の規定に準じるものとする。

- (1) 提供拒否の禁止
- (2) 受給資格等の確認
- (3) 要支援認定の申請に係る援助

- (4) 身分を示す証明書の携帯
- (5) 法定代理受領サービスに係る報告
- (6) 利用者に関する市町村への通知
- (7) 運営規程
- (8) 業務継続計画の策定等
- (9) 従業者の健康管理
- (10) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- (11) 掲示
- (12) 広告
- (13) 介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等
- (14) 苦情への対応等
- (15) 事故発生時の対応
- (16) 他の事業者等との連携等

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防ケアマネジメントの目的、個人情報の取扱等、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明し、利用者の同意を得なければならない。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、第6条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき、サービスの選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行い、理解を得なければならない。

3 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

(介護予防ケアマネジメントの実施日)

第9条 介護予防ケアプランを作成しない場合に、介護保険法施行規則第140条の62の5第2項第2号に規定する第1号介護予防支援事業による支援を受けた日は、介護予防ケアマネジメントの実施日として、次のいずれかとする。

- (1) 適切なアセスメントの結果、居宅要支援被保険者等の選択及び目標を踏まえ、指定事業者以外が行うサービス・活動A、サービス・活動B及び第1号生活支援事業その他市長が特に必

要と認めたサービス等（以下「サービス・活動事業」という。）を利用することが適切と判断し、当該事業の利用のための援助を開始した日

(2) サービス・活動事業について、当該事業実施者との連携のもと事業の実施プログラムを決定した日

(業務委託時の遵守事項)

第10条 介護予防ケアマネジメント実施者は、第4条第1項の規定により介護予防ケアマネジメントの一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図ること。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、介護予防ケアマネジメントの業務を実施する介護支援専門員が、この章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(記録の整備)

第11条 介護予防ケアマネジメント実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、前項の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 事業者との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した台帳

ア アセスメントの結果の記録

イ サービス担当者会議等の記録

ウ 評価の結果の記録

エ モニタリングの結果の記録

(3) 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 市町村への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故発生時の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(介護予防ケアマネジメントの基本取扱方針)

第12条 介護予防ケアマネジメントは、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 介護予防ケアマネジメント実施者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防ケアマネジメントを実施しなければならない。

3 介護予防ケアマネジメント実施者は、自らその提供する介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護予防ケアマネジメントの具体的取扱方針)

第13条 介護予防ケアマネジメントの具体的取扱方針は、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通則

ア 介護予防ケアマネジメント実施者は、担当職員に介護予防ケアマネジメントを担当させるものとする。

イ 介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法、地域の予防活動等への参加方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 担当職員は、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に、サービス・活動事業、総合事業サービス以外の保健医療サービス若しくは福祉サービス、住民による自発的な活動によるサービス等の利用又は地域の予防活動等への参加が行われるようにしなければならない。

エ 担当職員は、介護予防ケアマネジメントの提供開始に当たっては、利用者によるサービス又は活動の選択に資するよう、当該地域における総合事業サービス、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等及び地域の予防活動等（以下「介護予防ケアマネジメント関連サービス・活動」という。）の内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

オ イからエの規定は、介護予防ケアマネジメントの提供内容の変更について準用する。

(2) アセスメント

ア 担当職員は、介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、適切な方法により、利用者

について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

(ア) 運動及び移動

(イ) 家庭生活を含む日常生活

(ウ) 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

(エ) 健康管理

イ 担当職員は、アに規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、原則として、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(3) 事業が包括的かつ効率的に提供されるための必要な援助

ア 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、本人、事業者、総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等を提供する者、地域の予防活動等の場を提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容の案について、事業者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

イ 担当職員は、アの支援内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

ウ 担当職員は、アの目標達成のため、事業者が作成する個別サービス計画等の作成のために必要な連携を行うとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1ヶ月に1回、聴取しなければならない。

(4) モニタリング

ア 担当職員は、サービスの提供開始から概ね1か月を目安として、サービスの実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて目標や支援内容の変更、事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。モニタリングの実施方法については、利用者との面談が望ましいが、利用者の状態等を勘案して支障がないと考えられる場合には、事業者との情報共有によってモニタリン

グに代えることができるものとする。

イ 初回のモニタリング以降は、利用者との面談や事業者との情報共有等により適宜利用者の状態を把握し、モニタリング結果を記録する。

(5) 評価

担当職員は、サービスの期間が終了するときは、目標の達成状況について評価しなければならない。

(6) 地域リハビリテーション支援拠点及び生活支援コーディネーター等との連携

担当職員は、利用者の選択及び目標を踏まえた効果的な援助を行うため、利用者の状態等に応じて、地域リハビリテーション支援拠点及び生活支援コーディネーター等の関係機関と連携すること。

(介護予防ケアマネジメントの提供に当たっての留意点)

第14条 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、事業者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) 多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な総合事業以外保健医療・福祉サービス、住民サービス等又は地域の予防活動等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 予防給付及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。
- (9) セルフケアマネジメントの推進を図るため、利用者、家族が主体的に介護予防に取り組むことができるよう、必要な支援を実施すること。

(事業対象者が要介護認定等申請を行った場合のサービス利用について)

第15条 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 事業対象者が要支援認定申請を行い、その結果が要支援1又は2であり、かつ予防給付によるサービスを利用していた場合は、予防給付より支給される。また、要支援認定申請の結果、非該当となり、かつ第1号生活支援事業等を利用していた場合は、第1号事業支給費が支給される。
- (2) 事業対象者が要介護認定申請を行い、その結果が出るまでの間に第1号生活支援事業等を利用し、その後、認定結果が要介護1以上であった場合は、介護給付によるサービス利用開始以前のサービスに係る費用は、第1号事業支給費から支給される。また、事業対象者として第1号生活支援事業等を利用していた者が、要介護認定申請を行い、その結果、要介護1以上の認定を受けた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取扱う。
- (3) その他、事業対象者が要介護認定等申請を行った場合の第1号生活支援事業等の利用に関する運用の詳細は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について(平成27年6月5日老振発0605第1号)」の例による。

(継続利用要介護者に対するケアマネジメントの実施等)

第16条 継続利用要介護者が、要介護認定を受ける日以前から利用している第1号生活支援事業等の利用を希望する場合には、要介護認定を受けた日以後も、介護給付サービスと併せて第1号生活支援事業等の利用を継続できる。

- 2 継続利用要介護者のうち介護給付サービスを利用する者については、法第46条に規定する指定居宅介護支援の対象となる。なお、継続利用要介護者のうち介護給付サービスを利用せず、第1号生活支援事業等のみを利用する場合は、要介護認定を受ける日以前に介護予防ケアマネジメントを担当していた市又は地域包括支援センターがケアマネジメントを行うことができる。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月6日から施行する。

(川崎市介護予防ケアマネジメント実施要綱の廃止)

- 2 川崎市介護予防ケアマネジメント実施要綱（令和6年4月1日5川健地推第1737号健康福祉局長専決 以下「旧実施要綱」）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による旧実施要綱第35条から第37条に規定する委託料については、令和9年3月31日までに限り、なお従前の例による。